

第22回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第22回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、前回調査をベースとしつつ、次の基本的な考え方方に沿って実施する。

1 調査日程及び調査対象時期

（1）調査日程

① 調査票の配布

2019年5月末

② 調査の回答期限

2019年7月中旬とするが、柔軟に対応する。

③ 報告時期

調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。

（参考）第21回調査 2017年11月8日（中医協総会・調査実施小委）

（2）調査対象時期

2019年3月末までに終了する直近2事業年（度）とする。

2 調査対象及び抽出率

（1）調査対象

前回と同様とする。

（参考）第21回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は除外する。

（2）抽出率

前回と同様とする。

（参考）第21回調査

病院 1／3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1／1）

一般診療所 1／20

歯科診療所 1／50

保険薬局 1／25

3 調査項目の主な変更点

- (1) 保険薬局について、同一グループの保険薬局の店舗数別の経営状況を把握するため、「同一法人の保険調剤を行っている店舗数」から「同一グループの保険調剤を行っている店舗数」へ変更。
- (2) 消費税にかかる費用をより詳細に把握するため、「特定保険医療材料費」、設備関係費及び経費のうち「消費税課税対象費用」(病院のみ)、その他の医業・介護費用(保険薬局においては、その他の経費)のうち「消費税課税対象費用」を追加。
- (3) 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。

4 集計項目

(1) 基本集計

① 病院

- ・ 集計1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設)
 - ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)
- ② 一般診療所・歯科診療所・保険薬局
- ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)

(2) 機能別集計等

- ・ 一般病院 加重平均による損益状況
- ・ 病院機能別の損益状況
- ・ 入院基本料別の損益状況
- ・ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ・ 一般病院 100床当たりの損益状況
- ・ 療養病床 60%以上の一般病院の損益状況
- ・ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ・ 在宅療養支援病院の損益状況
- ・ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ・ 在宅療養支援診療所の損益状況
- ・ 在宅療養支援歯科診療所の損益状況
- ・ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ・ 保険薬局 店舗数別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤基本料等別の損益状況
- ・ 保険薬局 立地別の損益状況
- ・ 院外処方率別の損益状況
- ・ 地域別の損益状況
- ・ 損益差額階級別施設数
- ・ 最頻損益差額階級の損益状況
- ・ 損益差額及び損益率の状況

- ・ 職種別常勤職員 1人平均給料年（度）額等
- ・ 資産・負債の状況
- ・ キャッシュ・フローの状況
- ・ 設備投資額の状況
- ・ 税金の状況
- ・ 損益率等の分布
- ・ 収益と費用の 45 度分析
- ・ 事業年（度）の分布

（3）青色申告者（省略方式）の調査

前回同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）について、青色申告決算書、付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

ただし、全項目の記入が可能な場合には、できるだけ全項目の記入を促すこととする。

5 その他

（1）有効回答率の向上策

① 回答意欲の喚起

- ・ 第 21 回調査結果の概要を調査票等と併せて送付。
- ・ 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。
- ・ 回答のインセンティブを与えるため、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック。

② 回答負担の軽減

- ・ フォントやレイアウト等を工夫し、より見やすく記入しやすい調査票に変更。
- ・ 調査票等に税理士・公認会計士等の助言を活用。
- ・ 記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。